

議事日程(第5号)

令和5年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告第1号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第2 報告第2号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算(第8号)」
- 日程第4 議案第1号 由布市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 由布市長期滞在施設条例の廃止について
- 日程第9 議案第6号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 由布市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 日程第21 議案第18号 市道路線（津々良奥江線）の廃止について
- 日程第22 議案第19号 市道路線（津々良奥江線）の認定について
- 日程第23 議案第20号 市道路線（並柳2号線）の認定について
- 日程第24 議案第21号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第25 議案第22号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第26 議案第23号 臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第27 議案第24号 津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第28 議案第25号 竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第29 議案第26号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第30 議案第27号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第31 議案第28号 公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第32 議案第29号 公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第33 議案第30号 公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第34 議案第31号 公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第35 議案第32号 公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第36 議案第33号 公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第37 議案第34号 公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第38 議案第35号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第39 議案第36号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第37号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議案第38号 令和4年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第39号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第40号 令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第44 議案第41号 令和5年度由布市一般会計予算

- 日程第45 議案第42号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第46 議案第43号 令和5年度由布市介護保険特別会計予算
日程第47 議案第44号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第48 議案第45号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第49 議案第46号 令和5年度由布市水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第2 報告第2号 定期監査の結果に関する報告について
日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算（第8号）」
日程第4 議案第1号 由布市個人情報保護法施行条例の制定について
日程第5 議案第2号 由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第6 議案第3号 由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第7 議案第4号 由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第8 議案第5号 由布市長期滞在施設条例の廃止について
日程第9 議案第6号 由布市情報公開条例の一部改正について
日程第10 議案第7号 由布市職員定数条例の一部改正について
日程第11 議案第8号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第10号 由布市印鑑条例の一部改正について
日程第14 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
日程第15 議案第12号 由布市子ども・子育て会議条例の一部改正について
日程第16 議案第13号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17 議案第14号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18 議案第15号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第19 議案第16号 由布市都市公園条例の一部改正について
日程第20 議案第17号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

について

- 日程第21 議案第18号 市道路線（津々良奥江線）の廃止について
- 日程第22 議案第19号 市道路線（津々良奥江線）の認定について
- 日程第23 議案第20号 市道路線（並柳2号線）の認定について
- 日程第24 議案第21号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第25 議案第22号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第26 議案第23号 臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第27 議案第24号 津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第28 議案第25号 竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第29 議案第26号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第30 議案第27号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第31 議案第28号 公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第32 議案第29号 公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第33 議案第30号 公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第34 議案第31号 公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第35 議案第32号 公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第36 議案第33号 公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第37 議案第34号 公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第38 議案第35号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第39 議案第36号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第37号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議案第38号 令和4年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第39号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第40号 令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第44 議案第41号 令和5年度由布市一般会計予算
 日程第45 議案第42号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計予算
 日程第46 議案第43号 令和5年度由布市介護保険特別会計予算
 日程第47 議案第44号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第48 議案第45号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第49 議案第46号 令和5年度由布市水道事業会計予算

出席議員（18名）

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 佐藤 孝昭君	4番 高田 龍也君
5番 坂本 光広君	6番 吉村 益則君
7番 田中 廣幸君	8番 加藤 裕三君
9番 平松恵美男君	10番 太田洋一郎君
11番 加藤 幸雄君	12番 甲斐 裕一君
13番 佐藤 郁夫君	14番 渕野けさ子君
15番 佐藤 人已君	16番 田中真理子君
17番 鷺野 弘一君	18番 長谷川建策君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚美由紀君	書記 畠中 勇君
書記 生野 洋平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	相馬 尊重君	副市長 ……………	小石 英毅君
教育長 ……………	橋本 洋一君	総務課長 ……………	佐藤 正秋君
財政課長 ……………	庄 忠義君		
総合政策課長兼地方創生推進室長 ……………			日野 正美君
市民課長兼マイナンバーカード推進室長 ……………			後藤 昌代君

農政課長 …………… 漆間 徹君 農林整備課長 …………… 杉田 文武君
福祉事務所長兼福祉課長 …………… 武田 恭子君
子育て支援課長 …………… 小野嘉代子君
挾間振興局長兼地域振興課長 …………… 後藤 和敏君
庄内振興局長兼地域振興課長 …………… 秦 正次郎君
湯布院振興局長兼地域振興課長 …………… 後藤 睦文君
教育次長兼教育総務課長 …………… 花宮 宏城君
消防長 …………… 佐藤 尚也君

午前10時00分開議

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。連日御苦勞でございます。議員及び執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

初めに確認しておきますが、当初予算質疑に係る発言通告書の提出は本日の正午までですので、予定されている方はよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は18名です。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

これより各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い議題ごとに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申合せ事項を厳守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に付託される事項については、所属委員会をお願いをいたします。

日程第1. 報告第1号

日程第2. 報告第2号

日程第3. 承認第1号

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、報告第1号、例月出納検査の結果に関する報告についてから、日程第5、議案第2号、由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

日程第6. 議案第3号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第6、議案第3号、由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告があります。発言を許します。13番、佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） おはようございます。連日お疲れでございます。

それでは、議案第3号、由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。条文内容について詳しく聞きたい。よろしくお願いします。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長でございます。お答えいたします。

まず、本条例の目的でございますが、加齢による諸事情への対応及び地域ボランティア活動への従事などの地域貢献を想定し、高齢者職員の多様な働き方のニーズに対応することを目的として創設をしたものでございます。

制度の内容についてでございますが、60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日から定年退職日までの期間中、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、1週間あたりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分単位で勤務をしないことを承認することができるものとなっております。

この給与への影響といたしましては、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務をしない場合には、当該勤務をしない1時間ごとに給与を減額するものでございます。また、その勤務をしなかった期間の2分の1に相当する期間を退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算することとなっております。

こういったものが該当するかということにつきましては、高齢者による諸事情といたしますが、家族の介護や体力の低下、セカンドキャリアに向けた準備などとなっております。また地域貢献といたしましては、ボランティア等への地域活動への参画など、想定されるのが、今、中学校の部活動あたりで地域移行ということがなっておりますので、そういった職員のキャリアを生かしたそういった部活動への支援といったものを想定されると思っております。

そういったことで、高齢者の職員が定年退職後に先行的に休業を取得できるようなこの制度を今回創設をするものでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 大体分かりましたが、私、これを考えるときに地方公務員法、これまでもいろんな機会に改定もしました。一番の目的は、今回、やっぱり定年延長ということでやられると思うんですが、ただ、これの経過で、56歳から段階的に2年ごとに上げていくわ

けです。そうすると、今、ちまたでいろいろ言われているんですが、若年層で早く離職される方、そういう職種、公務員がどうか分かりませんが、ある程度の入りながら早めに早期退職をするという状況も、地方自治体、私も数多く聞いております。少し心配するんです。

高齢者の方、この休業、こういう形でボランティアやら地域活動といいながら、災害が起こったときにはボランティア休暇や年休やいろんな病休等々で2年ぐらいはできるとか、いろんな法があるわけで、あえてこれをつくる目的は多様なニーズということなんですが、やはり生活をする中で、住民サービスをする中で、高齢者職員がやはりいなければいけないというところもあるようにあるんですが、それがやっぱり定数にカウントしていきますと、どこかにしわ寄せが来るんじゃないか、誰かにやっぱり職員に来るんじゃないかなとそういう心配もあるものですから、そこ辺のところの心配はどうなんですか、大丈夫なんですか。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） お答えいたします。

この部分については、定年延長と付随する部分となってくると考えています。定年延長も一応65歳まで段階的に引き上げることになっておりますけど、毎年退職される前の年に、通常、職員に希望を取りまして、ヒアリングをいたしまして、定年延長を選択するのか、またはもう退職するのか、または再任用でまた働き続けるのかといった選択肢がございます。

そういった中で、定年延長を希望されるということになれば、当然定数にも入ってきますので、翌年度の職員採用についても、そういったことも考慮をしながらしていかなければならないということですが、あくまでも個人の自由といいますか、意思が最優先ではございますので、その状況等を見て、また判断をしていかなければならないというふうに考えています。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 一つは、今、世の中、子どもも含めてICT化、デジタルフォーメーション含めて地方自治体、やらなきゃなりません。そういうのが入って、高齢者になると、やっぱりそういう形の中でやっぱりどうなんかと。そういう形の中で、私はこれは退職勧奨をしやすいようにしているのかなとか、そういうデジタル化に追いついていかない、もう我々もそうなんですが、そうなったときに、やはり公務員職場というのは定数確保に大変また次の採用なんかに、人事にも影響をするのかな、そういうことをいろいろ考えるものですから、これは何で、本当に国がこういうことをやる、地方分権、いろんな地方創生という中で、職員頑張れという中でこういう法律を出してくるのかなと私もちょっと心配して、だから、いろんな機器に慣れていない職員もあるわけですから、そういうおそれがあるんじゃないかなというのを少し思いましたんで、そういうところはないんでしょうかね。

○議長（長谷川建築君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） お答えいたします。これはあくまでもそういった選択というのは、個人の判断だと思います。人生100年といえますか、一応65歳まで、定年まで勤めようということになれば、65歳以降の分のその期間において、自分の生活設計の中でこういった形で進めていくか、自分の将来をどうやっていくかということを、そのためにやはり自由な時間も必要になってくると思います。

全部が全部、限られているものに限られますけど、そういった中で65歳以降の自分の例えば何かしたいといったときには、ちょっとそういったための学習にしていとかいった部分で、幅広いそういったニーズを捉えながら、高齢者の働き方を変えていくというものでございます。

以上です。

○議長（長谷川建築君） これで質疑を終わります。

日程第7. 議案第4号

○議長（長谷川建築君） 次に、日程第7、議案第4号、由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告があります。発言を許します。11番、加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 加藤幸雄です。

職員の定年引上げに伴う条例がこれ整備されたときに、新規採用者の枠が少なくなるんじゃないかなという気がしています。そうすると、四、五年、その辺だけ空白ができるような感じがするもので、そういう民間企業があったもんですから、そういうことはあるのかなのか、どうするのかを教えてください。お願いします。

○議長（長谷川建築君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。お答えいたします。

本定年の引上げについては、さきの定例会にて御承認を頂き可決しているところでございます。この部分については、定年引上げのさきの条例に関して、関連する部分の条例の整備を行うというものでございます。

この部分については、令和6年度の定年延長の対象となる職員ということでございます。昭和38年4月2日生まれから昭和39年の4月1日生まれに生まれた職員からの適用となります。

該当職員は現時点で14名になりますけど、この14名に対しては、4月に説明会を行い、勤務の意思の確認を行います。その後、定年延長を希望する職員、退職を希望する職員、再任用職員として働く職員の人数によって、令和6年度の新採用者の人数を総合的に判断して決定していくという形になりますが、定年延長されれば、先ほども申しましたように定数内ということにな

りますので、当然、新規採用者もそこら辺のところがちょっと影響してくるということだと思います。

その以後も、毎年、対象者に対して説明会を実施をして、勤務の意思を確認を行い、翌年度の新採用職員の人数を総合的に判断して決めていくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） これで質疑を終わります。

日程第8. 議案第5号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第8、議案第5号、由布市長期滞在施設条例の廃止についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告があります。発言を許します。11番、加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 由布市長期滞在施設条例の廃止について、奥江の郷じゃないかなと思うんですけども、ここは大変喜ばれているお客さんもおられまして、先日、私のところにも電話がありまして、あそこは電話が通じんだけどやりよるんかなちゅう話があって、たしか今休んじよるかもしれませんとお答えをしたんですけど、このところにはいい温泉もありますんで、これはどういう形を取るのか、売却するのか、貸出しするのか、その辺のところはもう決まっていれば教えてください。

○議長（長谷川建策君） 農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） 農政課長です。おはようございます。お答えをいたします。

由布市長期滞在施設条例の廃止について、今後、この施設は売却するのか、貸出しをするのかとの御質問ですが、当該条例施設である由布市長期滞在施設、奥江休暇村センターにつきましては、平成9年度より指定管理者として運営をしておりました奥江休暇村管理組合のほうから、管理者及び従業員の高齢化により指定管理を辞退するという申出がございました。それに伴い、奥江自治区などと今後の利活用について協議を行ってきたところでございます。

自治区の高齢化や施設の老朽化などにより、今後の維持管理、運営が困難と判断したこと及び奥江地域においては、活力ある農村づくりの役割を果たしたことにより、今回、条例廃止を御提案させていただいているというところでございます。

庁内におきましても、公有財産管理委員会での審議を経まして、本施設については譲渡売却の方向で進めていくということになっております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 大変施設自体は古くなっているし、あそこにも一番若い方でも

70歳ぐらいの方が一番若いぐらいなものですから、ちょっと営業するにはちょっと厳しい部分があるのかなとは思いますが、これはもう全体的に由布市全体で誰かいませんかとかいう形の方法も選択肢の一つにあるのかなという感じがしたんで、売るんじゃなくて貸し出す、指定管理するというのいいのかなと思ったんですけど、その辺はどうですか。

○議長（長谷川建策君） 農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） お答えいたします。

施設自体が平成8年度に建設しまして、もう既に25年近く経過しているというところで、やはり老朽化をしているというところ、それから、バリアフリー等の対応というのも十分できていないという中で、貸出しというところ、今後やはり施設改修等も、もし仮にやるとすれば、かなり多額の改修が必要になってくるというところもございますので、譲渡売却の方向というところで、広くプロポーザルという形にはなろうかと思っておりますけれども、広く御提案させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） これで質疑を終わります。

日程第9. 議案第6号

日程第10. 議案第7号

日程第11. 議案第8号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第9、議案第6号、由布市情報公開条例の一部改正についてから、日程第11、議案第8号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてまでは質疑の通告がありません。質疑を終わります。

日程第12. 議案第9号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第12、議案第9号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正についてを議題として質疑を行います。

質疑がありますので、発言を許します。2番、志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） おはようございます。2番、志賀輝和でございます。発言の機会を頂きましてありがとうございます。

私は、議案第9号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、伺ってまいります。

平成18年より15年間にわたり賃金カットにより由布市財政運営に寄与された職員の方々に對して、大変頭が下がる思いでございます。議案第9号は、労使双方で十分に協議を重ねた結果

だと考察し尊重はしますが、令和5年度は諸物価の高騰、高止まり等によりまして、過去15年間の社会情勢とは大きく変わってきております。カット額と同額の負担軽減策を講じることはできないか、伺います。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。お答えいたします。

まずもって、議員には職員全体の御配慮を頂きまして、誠にありがとうございます。感謝を申し上げる次第でございます。

合併以来、市の財政状況を鑑みたときには、特に財政調整基金の枯渇といったことが問われておりました。そのために、この制度といいますのは、もう職員自らが発案して、職員全体で安定した財政調整基金をとの思いで始めたものになります。

今回の職員の給与減額については、給料表7級の職員は2%、6級以下は1%を減額するもので、減額額としては約1,500万円ということになっております。

議員御指摘のとおり、足元の消費者物価指数が前年比で4.3%となるなど、国民生活に大きな影響を及ぼすエネルギーや食料品を中心に物価上昇が続いておりますが、給与削減については、議員も申されたように、これまでも職員労働組合と十分に協議した上で、今後の財政状況等も総合的に理解を頂いた上で、頻発する自然災害等への対応など、将来の財源不足に備えて財政調整基金に積み立てていくということで、合意をしたものでございます。

物価上昇については、官民の賃金格差を示す令和5年度の人事院勧告等にも反映されるものというふうに考えておりますので、令和5年度における給与条例の改定等も念頭にしながら、職員の御理解を頂いたところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 財政の健全化及びそれに取り組むといった意識づけの一環も含め、賃金カットに取り組んだと今言われておりますが、私は見ておりますと、当初の目的はもうある程度達しているのではなかろうかと思えます。財政基盤の立て直しを理由に、延々と職員にこうした負担をかけるべきではないと私は考えます。

私も民間の組織で約40年間、奉職をさせていただきまして、労使、使われる側、使う側の立場もよくよく理解はできますが、民間の組織におきましても、その組織の事情によりましては賃金の据置き、賃金カットというのは、ちょっとこれは民間の組織においてもあまり考えられないんですが、賃金の据置きとかいう対応を取っておりますし、それも15年間も続けてとかではなくて、やっぱり一時的なそうした対応により、組織のそうした乗り越えていくというのが建前じゃないかというふうに思います。

そういうことが15年間も続くということは、民間組織であれば経営者の経営能力を疑われるようなことになるのではないかなというふうに思いますし、これは由布市は民間組織ではないから、市長の能力を疑うということにはならないと思いますけど、それと、本市には非常に優秀な人材が集まっております。私も市民の一人としまして、非常に心強く感じております。今後も本市がこうした優秀な人材を確保することと、そうした優秀な人材の士気を高めて、市民の負託にしっかりと応えていただける仕事をしてもらうためにも、今までに経験したことのない物価の高騰、高止まりによる職員の生活不安解消を図ることが何よりも大事ではなかろうかと私自身考えております。

令和5年度においては、国内の大半の大手企業、中小企業の賃上げムード一色の中における本市の賃金カットは、社会通念上照らしても、いかがなものかと考えますし、1月の、今日テレビで報道していましたが、マイナス4.1%というような数字も出ております。何とかそうした市民の負託にあってしっかり仕事をしてもらうためにも、来年度はもうここに予算として上がってきておりますから、これをもう取り消せなんか言うても、これは始まることじゃないから、何らかの形で職員に対して、1,500万円相当のカット分だけを負担軽減ができないかということ、先ほどもう総務課長のお考えをお聞きしましたので、市長、首長である市長のお考えをちょっとお伺いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

先ほど総務課長が答弁したとおり、これは職員のほうからの提案で始まったことです。議員の御指摘の点については、十分配慮しなければならないと思っておりますけども、公務員の給料、今うちの給料もそうですけども、全国の国家公務員の給料表、同じものを使っております。その中で運用しているので、ほかの自治体の給料表が変わったときに、うちだけ据え置くというのは非常に難しいものがございます。

ですから、給料が上がれば、ほかの自治体と同じように上げていくと、そうした中で、令和5年度も多分今全国的に賃金のベースアップがされる状況ですので、多分、人事院勧告等でもベースアップの勧告が出るというふうに考えております。それはそれでちゃんと対応していきたいと思っております。その上で、職員が自発的に市の財政に協力をしたいということもありまして、労使双方で協議した結果、こういうふうになっております。

金額だけでそれを何か別の形でというのが、やっぱりいろいろ決まりごとといたしますか、ちゃんとしたものについて支払わなければならないので、特別それを設けるのは難しいんですけども、例えば超過勤務手当とかいうのは、ほかの自治体はそういうものもカットしている自治体もあるんですけども、うちはちゃんと100%支払うというふうな制度でしておりますので、この部分

を別の形でというのは非常に難しいんですけども、そういった制度改正については、ちゃんとほかの自治体、またうちの職員だけ不利になるようなことは避けていく所存でございます。

○議長（長谷川建策君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 職員の方が自らそうしたことで1%、あるいは2%のカット、その申入れにより議案第9号が出て通るという説明を頂きまして、そう言われたら、もう私はそれ以上何も言うこともないし、職員の方が本当に納得してこういうことをされておるのかということがちょっと心配になるだけです。職員の方の皆さん、ほとんどの皆さん方が賃金カット、非常に嫌な言葉です。賃金カットなんか嫌です。何かもし悪いことをしたんなら賃金カットされてもいいけど、何もしていない、日々一生懸命市民のために働いておるのに、何で賃金カットを受けなければいけないんだとそんなことを思う職員、全然いないんですかね。

私の関連質問は、私より弁舌闊達な人がしていただけるということで、これでこの質問はやめたいと思うんですが、その質問をしていただけませんか。（「できない」と呼ぶ者あり）そうですか。分かりました。

○議長（長谷川建策君） 答弁いいですか。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 議員、手法的にこの条例でのもうカットといった表現ちゅうか、手法としてできないんですけど、あくまでも職員が本当は返納といえますか、職員の気持ちで市の財政を見たとき、財政調整基金を安定したものにしていかなければならないという意思でございますので、手法上カットとなっておりますけど、これは本来でいえば職員が基金に返納するみたいな形で、そういった職員の思いではございますんで、手法上、この給与カットするしかないといったものが、この条例案でございますので、そこら辺のところは御理解を頂きたいと思えます。以上です。

○議長（長谷川建策君） これで質疑を終わります。

日程第13. 議案第10号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第13、議案第10号、由布市印鑑条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。13番、佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 13番、佐藤です。

議案第10号、由布市印鑑条例の一部改正について、条文の内容と、下のほうにもありますが、文言の平仮名の「き」から「き損」の「き」、漢字の「毀損」に変えた変更理由を教えてください。

○議長（長谷川建策君） 市民課長。

○市民課長兼マイナンバーカード推進室長（後藤 昌代君） 市民課長です。お答えいたします。

まず、条文内容についてでございますが、今回の条例改正につきましては、要旨が2点ございます。

まず、1点目につきましては、第14条と第16条の改正の部分でございます。マイナンバーカードの有効期限は、発行時の年齢が18歳以上の方の場合、10回目の誕生日、利用者証明用電子証明書は5回目の誕生日となっております。

更新の御案内はしておりますが、更新されていない方は、コンビニ等の多機能端末機では証明書の交付を受けることができません。そこで、そのまま窓口を更新に来られた方、またコンビニ等の多機能端末機で交付を受けるつもりが、システムメンテナンス等で利用できず、そのまま窓口に来られた方が印鑑登録証を持たずにマイナンバーカードのみをお持ちの場合、わざわざ印鑑登録証を取りに帰らずに証明書を交付できるように改正するものでございます。

2点目につきましては、第15条の改正の部分でございます。

こちらにつきましては、現行のマイナンバーカードに記録された利用者証明用電子証明書に加え、本年サービス開始が予定されておりますスマートフォン搭載の利用者証明用電子証明書でも印鑑登録証明書の交付を受けることができるように改正するものでございます。

続きまして、文言の平仮名を用いました「き損」から漢字の「毀損」への変更理由についてでございますが、内閣法制局発出の法令における漢字使用等についての通知に基づき、今回併せて改正するものでございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） よく分かりました。印鑑証明書で交付で何かしようと、やっぱりそういう届出のときにできない場合があるからという形の中での条例改正、はたまたマイナンバーカードで利用しやすくするということでありますが、実は、最近また一般の市民の皆さんが、マイナンバーカードを2月まですれば何万ポイントか知らんけどもお金をくれる。他市でも国のいう金額以上にプレミアムで何千円か出して、皆さんに番号カードを作っていただこうと、そういうことですけど、非常に私がこれ心配しているのは、前、国が総人口ナンバー制にして管理しますよという時代がございました。何でここまで大臣はそう言っていますけど、急いでやらなきゃならない、何がそう困っている、今まで困っている形は、そうは市民の皆さんから聞いたことはないんです。

だから、このナンバーカードにしなさいよちゅう促進をして、お金まで出してまた地域でプレミアムを出してやる、そういう危険性、私ずっと市民の皆さんから聞くもんですから、これ課長どうなんですか。現状はどういうことで国は考えているのかを教えてください。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。お答えいたします。

プレミアムをつけてマイナンバーカードの交付率を上げるといった部分については、それぞれ各自治体の判断だろうというふうに思っております。この部分については、本市といたしましては、そういうことじゃなくって、市民サービスの一環として出張窓口だとか日曜日の開設だとか、各要望があった場合には、各その地域へ出向いて出張申請などをしていくといった形で対応しているところでございます。

今朝の報道にも出ておりましたけども、政府もいよいよ保険証をマイナンバーカード共有のものにするといったことも閣議決定をすることとしております。保険証イコールマイナンバーカードということになりますので、そういったときの利便性とかになれば、過去の病院での手続きが簡素化になるんだとか、薬剤、お薬が提供を受けやすくなるんだとか、そういったことが想定されると思います。

そういったことも含めて、やはり今の世界全体を含めて、やっぱりDXといいますか、電子化の波が打ち寄せてくるといったことで、あくまでも市民の利便性の確保といった観点から、市としてもこういったマイナンバーの普及にも今後も努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） その部分は、私も利便性向上、市民皆さんのやっぱりそういう向上するんならば非常にうれしいんです。ありがたいと思っております。ただ、隠れた部分が多分あるんでしょうから、私なりにちょっと心配することを言いますけど、財政的に非常に厳しい地方でありますし、地域資源等々乏しい団体においては、地方交付税算入率はいろんな過程で道路やら人やら、いろんな形で加算されます。計算されていく。財政課長お見えですから、このマイナンバーカード、市民の何%ぐらいないと、次の年の率を変更しますよちゅう、恐らく来ているんじゃないかと私はずっと心配しているんです。

だからそういうのが、私が心配で終わればいいんですが、こういうことを、元は国がこういう2万円と、何万円とか出してやった返りは恐らく何かあるんです。したがって、これを市民にまたツケが来る、そういうこともないように、財政課としてそういう算定率等々の指示はあるのかなのか、それだけお尋ねします。

○議長（長谷川建策君） 財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。これまでの交付税、普通交付税の基準財政需要額の算定になるとは思いますが、これまではそういった算定の項目はございません。

令和5年度になって、そういったマイナンバーカードの普及率、交付率、あるいは対象者の数

であったりといったところが、基準財政需要額の算定の項目として入ってくる可能性もございますが、現時点ではそういう通知とかはございませんので、今後の推移を見守りたいと考えています。

○議長（長谷川建策君） 質疑を終わります。

日程第14．議案第11号

日程第15．議案第12号

日程第16．議案第13号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第14、議案第11号、由布市国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第16、議案第13号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでは質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

日程第17．議案第14号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第17、議案第14号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。16番、田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） おはようございます。それでは、議案第14号についてお伺いをいたします。

由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

1つ目は、由布市内に家庭的保育事業所が何か所ありますか。

この条例の内容は、他の地域連携保育事業にある小規模事業所内、それから居宅訪問型保育所等の施設にも関連しますか。

2つ目としては、市の認可施設であれば、ブザー等の装置については補助金対象になると思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

3点目として、第8条3の2の内容を少し説明していただきたい。車の中のことだと思いうんですけど、ちょっとどういうことを書いてあるのかなというのを少し説明していただければありがたいです。

○議長（長谷川建策君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

由布市内に家庭的保育事業所等は何か所ありますかとの御質問についてですが、1か所ありま

す。小規模保育施設のこどものわんぱくになります。

この条例の内容は、他の地域連携保育事業にある小規模事業所内居宅訪問型保育等の施設にも関連しますかとのことですが、関連します。

市の認可施設であればブザー等、装置は補助金対象となるのかとのことですが、対象となります。

第8条の3の2の内容説明をとのことですが、安全装置に関わる義務づけの対象となる自動車についての説明がされております。通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車が、原則として安全装置に関わる義務づけの対象となります。3列目になると乳幼児の所在が確認しづらくなる可能性が高いため、安全装置を備え、乳幼児の見落としの防止をするというものでございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。市内には1か所しかないということ。ゼロ歳から3歳までかな、2歳までですか。預かるということなので、非常に安全装置をつけたりとか確認が難しいのではないかなと、これを読んだとき思ったんです。この家庭的保育事業所となると、送り迎え等ができる施設だと思うので、それをするとなると、先般、保育園で事故がありました。ああいうことのないようにやはりすべきだと思います。

それで、内容的には分かりました。補助金の対象にもなるということ。これは結構補助金の対象になるいろんな施設の設備とか備品とかにもあると思います。これは調べたら分かるので、私のほうで調べますが、そのほかの園とかの送迎バス、あれにもこのブザーとかそういったあれをつけるということの対象にはなっているんですか。

○議長（長谷川建策君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 由布市内で2か所の保育園が対象となります。2か所で3台の通園バスが該当となっております。補助金対象としてなります。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。最後に、届出を受けたときの検査とかはするんですか。車のブザーをつけたとか、いろんな検査をして許可をするんですか。もうそのつけますよという補助金申請やらいろいろして、つけたかどうかは確認も必要かなと思うし、それが適切にされているとかその辺はどうなんでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） お答えいたします。もちろんこちらのほうからお金も出させ

ていただきますので、しっかり完了したときの検査もさせていただくようにしております。

事故があったときに、すぐ現場のほうに行かせていただいてバスの確認をしております。そのときにバスの安全マニュアル等を確認しながら、2園の保育園はしっかり安全確認ができていたんですけども、国が示す安全ブザー等の装置も必要かなということで、取り入れをさせていただくことにしております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） これで質疑を終わります。

日程第18．議案第15号

日程第19．議案第16号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第18、議案第15号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第19、議案第16号、由布市都市公園条例の一部改正については、質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

日程第20．議案第17号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第20、議案第17号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、報酬を値上げしてありがとうございます。ただ、私もちょっと気がつかなかったんですけど、出動手当て、出動報酬ちゅうんか、首藤議員が一般質問していましたけど、ちょっとやはりずっと安い安いという話は消防団員の方からも聞いておりましたので、このほうの改定がちょっとなかったなと思ったんで、今後の方針ちゅうかはどういう形なのか教えてください。

○議長（長谷川建策君） 消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。消防団の出動報酬はどうなりますかとの御質問でございますが、今、議員申されたように、今定例会において、首藤善友議員から消防団の報酬に関することで一般質問を頂いておりました。その質問に対する答弁でもお答えしておりますけども、由布市におきましては、年額報酬は支給しておりますが、出動報酬につきましては支給いたしておりません。出動手当てによる費用弁償として、1回の出動につき2,000円を支給しております。

首藤議員の御質問に対する答弁の繰り返しになりますけども、出動報酬につきましては、国の

ほうから標準額等が示されておりますので、今後、調査研究をして今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 市役所の職員さんの給料の平均が私たちの報酬と同じぐらいで、1時間の時間外手当ちゅうか、それを見ると大体2,500円か3,000円ぐらいになる。消防団員の方から言われたのが、市役所の方は1時間おって2,500円か3,000円になるのに、3時間も4時間もおって私たちはたった2,000円しかもらえんのでちゅう話を聞いたことがあるんです。

だから、そういうところを含めて、やはり物すごく消防団の方には御苦労をかけているし、助かっている部分が多いんです。だからそういうところを加味して、大体どのぐらいまで、いつまでに5,000円ぐらいに上げるとか1万円に上げるかそれは分かりませんが、大体、どのぐらいの感覚は持っていますか。いつぐらいからこのぐらいにしてあげたいとか。

○議長（長谷川建策君） 消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） お答えいたします。時期とか金額等については、これから国から示された標準額の根拠等も調査とかした上で、考えていきたいというふうに考えております。

○議長（長谷川建策君） 加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 消防団員の方もなかなか今忙しい方が多くて、成り手も大体少なくなってくる状況もありますので、その辺を含めて、やはり地域のために役立ってくれている、ありがたいなという部分も含めて考えていただけるといいかなと思いますので、もう一回。

○議長（長谷川建策君） 消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。お答えいたします。

今定例会に年額報酬のほうは、国が示している標準額と同じような金額に引上げを提案させていただきます。

今、議員申されるように、私ども常備消防の立場からしても、消防団員の方の日頃の活動というのは、非常に心強く思っているところで、その御労苦に対しましても、日頃から敬意と感謝を述べさせていただいているところでございますので、そういったところもありますので、今後十分調査研究をさせていただきたいと、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第18号

日程第22. 議案第19号

日程第23. 議案第20号

日程第24. 議案第21号

日程第25. 議案第22号

日程第26. 議案第23号

日程第27. 議案第24号

日程第28. 議案第25号

日程第29. 議案第26号

日程第30. 議案第27号

日程第31. 議案第28号

日程第32. 議案第29号

日程第33. 議案第30号

日程第34. 議案第31号

日程第35. 議案第32号

日程第36. 議案第33号

日程第37. 議案第34号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第21、議案第18号、市道路線（津々良奥江線）の廃止についてから、日程第37、議案第34号、公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議についてまでは質疑の通告がありません。質疑を終わります。

日程第38. 議案第35号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第38、議案第35号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

歳出について質疑の通告があります。款別に通告順で順次発言を許します。

初めに、2款総務費について、11番、加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 37ページ、2の1の9の10、コミュニティ施設整備促進事業、湯布院地域振興課、638万円を減額されておりますけど、これ多分私たちグループが管理している狭霧台の売店のトイレの関係だと思っておりますけども、これは6月議会で承認をもらっていました。それが6か月以上たって、何の音沙汰もなし、6か月もすると、今、物が高くなっています。もう3割、4割はもう当然なりますから、6月議会で通ったときに何でやらなかったのかなど。それと、あと、今後どうするのか、それ含めてお願いします。

○議長（長谷川建策君） 振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えをいたします。

まず、最初の御質問でありますけれども、減額の理由といたしましては、大きく2点ございます。そちらの1点目の委託料、設計委託料であります。2点目は工事の請負費でございます。

最初の委託料につきましては、これは乙丸の温泉館の分でございます。当初の計画では館の改修、それから、その後に泉源の掘削を予定しておりましたけれども、地元からの強い御要望を頂きまして、それを逆にさせていただきました。泉源の確保等に時間を頂いたこともありますが、あと、アスベストの調査等も入りました関係から、最終的には工期の関係で、館の改修そのものが工期内に終わらなかったのがその理由でございます。

それから、2点目の工事請負費につきましても、こちらは乙丸温泉館の分でございます。先ほどの設計、結果的に職員がさせていただいたんですけれども、その設計により工事内容の精査を全般的にさせていただいた結果でございます。

減額の理由はそういうことであります。

あと、御質問の部分につきましては、引き続き、お答えさせていただければと思うんですけれども、確かに狹霧台の分につきましては、繰越しをさせていただいている状況でございます。現状といたしましては、狹霧台の深井戸の水の量が十分な量ではなかったことの把握までに時間がかかりまして、電気代の節約のためにタンクの設置を関係省庁、特に環境省でありますけれども、そちらの協議も現在行っている状況でございます。大変申し訳ございません。

○議長（長谷川建策君） 加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） もう去年、おとしですけど、指定管理を受けるときに、このトイレの話を物すごく委員会の皆さん方から注目を浴びていて、取りあえず、簡易トイレをつけたということなんですけど、こっちでもお客さんが満足していないというか、まだなの、まだなのということがずっと続いているんです。それで、地域振興局長の考えをちょっと教えてください。

○議長（長谷川建策君） 振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えをいたします。

現状の議員さん御指摘の部分につきましては、かねがね重々認識しているつもりでございます。観光客の方々等には本当に申し訳なく思っておりますけれども、早急に新年度、現在も先ほど申し上げたとおり環境省の方と協議中でございますので、そこがクリアされればタンクも設置できますし、水量のその後の進捗状況も注視をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） いつになったら完成しますか。いつ。

○議長（長谷川建策君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。お答えをいたします。

水源の掘削の現状はもう終わっておりますので、あとは再三で恐縮ですが、環境省の回答待ち次第で給水のタンクの設置が整う状況でございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 次に、3款民生費について、まず、16番、田中真理子さん。4項目続けてお願いします。

○議員（16番 田中真理子君） ちょっと4項目ですので、大変ですけどお答えお願いいたします。

ページ48ページから49ページの3款1項1目、区分5の18節です。区分5の新型コロナウイルス緊急対策事業です。18節負補交の住民税非課税世帯給付金の減の7,200万円です。これ新規事業で6月に補正を組まれたと思います。1億1,000万円、ただちょっとこの手続とかが複雑なんですけど、申請者の減と捉えてよいのでしょうか。

それから、50ページから51ページです。

3款1項1目、区分6の18節、区分6、新型コロナウイルス緊急対策事業です。18節負補交の福祉事務所等支援金、それから、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業負担金、それと食料品等価格高騰対策臨時支援金、これ合わせて減額が1,110万円になっています。これそれぞれの減額の要因をお願いいたします。

それと、52から53ページの3款1項3目、区分1です。区分1の自立支援事業です。18節負補交の自立支援医療費負担金の減額1,627万7,000円です。これにつきましては、昨年の執行率が95.30%でした。予算5,550万円で1,627万7,000円の残額となっておりますが、これ非常に難しいとは思いますが、ただ単なる対象者の減と捉えてよいのでしょうか、お聞かせください。

それと60から61ページの3款3項1目、区分3、18節、区分3、新型コロナウイルス緊急対策事業生活困窮者自立支援金です。これ負補交の減額の866万円です。予算、たしか1,500万円だったと思うんですが、57%の執行率ですが、これも申請者が少なかったのが要因になったのでしょうか、その原因についてお伺いをいたします。

以上4点、お願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（武田 恭子君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

まず、住民税非課税世帯給付金7,200万円の減額の理由ですが、こちらのほうは2事業入っております、住民税非課税世帯給付金1世帯10万円の支給の分と、電力・ガス・食料品等

価格高騰緊急支援給付金1世帯5万円の分、2事業になります。

住民税非課税世帯給付金につきましては、令和3年度課税者で令和4年度非課税になった方の支給分です。これは、家計急変と合わせて1,100世帯と見込んで1億1,000万円計上しておりましたが、実際の対象世帯は580世帯で、5,800万円と、実績の見込みの差が5,200万円となります。

また、5万円の支給の電力・ガス等の物価高騰緊急支援金は、5,000世帯で2億5,000万円計上しておりましたが、実績見込で4,600世帯、2億3,000万円と、2,000万円の残となり、合計7,200万円の減額となっております。

いずれも、コロナ禍で住民税非課税世帯等を増えるというふうに予測しておりましたが、予算計上当初に比べて、非課税世帯の状況を多く見込んでおりました。しかし、実際のところはそれほど伸びがなかったということになります。

本事業は、2月末で申請を一応終了しておりますが、対象者の抽出をして、非課税世帯のほうにつきましては、給付金は支給率が92.34%、5万円の価格高騰緊急給付金の分につきましては、96.63%の支給となっております。

続きまして、新型コロナウイルス緊急対策事業の福祉・医療の1,110万円の減額の理由ですが、こちらのほうは、市内福祉・医療施設に対する物価高騰に関連する支援3事業分です。

まず、福祉事業所等支援金460万円の減額は、当初、対象事業所を市内障がい・高齢者・子育て・医療の240事業所というふうに見込んでおりましたが、対象事業所が福祉サービスや介護サービスと併用している事業所がありまして、225事業所と減ったことという理由と、当時、同じ新型コロナウイルス緊急対策事業で、由布市事業復活支援一時金のございでしたが、これの申請済み事業所や事業所等の判断による未申請が20事業所あったため、支給金額が減ったものです。

続きまして、社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業の負担金の減額400万円は、県のこれは実施の電気代相当分の支援金ですが、県からの負担見込みが当初1,247万3,000円となっており、事業実施施設が県の見込みが多く見積もっておったようで、負担金の減額となる見込みが生じたことによります。

こちらのほうは、申請期限が2月末のため、実際市で把握した127対象事業所全て申請することを見込んだ金額での減額をお願いしております。

続きまして、食料品等価格高騰対策臨時支援金減額250万円は、食事、会食提供施設への支援金ですが、これは市の単独事業です。物価高騰の2分の1を支給するというので、食事1食50円、会食1回10円の1年間で200万円を上限に支給するものとしておりましたが、令和4年4月の実食を基に、1年間の推定をしたところなんです、年間の食事提供実数が少なかつ

たことによる減額になっております。

この事業も2月末が申請期限のため、実績がまだ確定しておりませんが、105の対象事業所全てが申請することを見込んだ金額で、減額をお願いしております。

続きまして、3款1項3目の障がい者福祉費の区分1の自立支援事業についてです。こちらのほうは1,627万7,000円の減額の理由となります。これは更生医療、育成医療の自己負担分を軽減するものですが、自立支援医療の負担金は、利用者数が月平均33名で、一、二名の減はありました。しかし、減額の理由は主に利用料の減少によるものになります。

これは、令和5年2月まで自立支援医療に係る医療費の10割が対象となる生活保護受給者の方の人工透析患者2名減りました。また、同じく生活保護受給者で高額な手術が令和4年度なかったことにより、利用料の減少ということになっております。

次に、新型コロナウイルス緊急対策事業の生活困窮者自立支援金についてですが、こちらは、コロナ禍の収束の見通しが立たず長期化すると、生活困窮者の増加が見込まれると推定し、支給を各世帯合わせて70世帯、1,500万円計上しておりましたが、申請件数が伸びず42世帯、634万円の支給を見込んでおります。

申請件数が伸びなかった原因としましては、コロナ禍で生活困窮の事態は生じたが、県社協の緊急小口資金や総合支援金等の特例貸付けの利用でとどまる世帯が多かったことや、サービス業の客足が戻り、再就職の可能性のなった方や求人や増加傾向となっていることが原因でないかというふうに推測しております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） 大体分かりました。減額、ちょっと大きかったので、その理由はやっぱ見込み違いが大きな原因かなというのは感じておりました。

こういった支給は非課税世帯とか生活困窮者に支援するお金なので、なるべく漏れがないようにはしていただきたいなと思っておりましたので、これから少しこういう状況は続くかと思いますが、こういった支援ができるときには、なるべく多くの人の分に行くように御配慮をお願いしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。いいです。

○議長（長谷川建策君） いいですか。

次に、14番、瀧野けさ子さん。3項目続けてお願いします。

○議員（14番 瀧野けさ子君） 14番です。49ページの3款1項1目、区分5、これは今、田中議員と同じところですので、割愛させていただきます。

2つ目が57ページの3款2項1目、区分3、負補交で減額の290万円。対象者の給付が不足はなかったのかという単純な質問です。

それから、次が59ページの3款2項3目の送迎用バスの安心安全対策支援事業費補助金52万5,000円と、区分3の児童健全育成事業で送迎用バス安心、同じ項目なんですけども、これ17万6,000円、この違いをちょっと詳しく教えてください。

○議長（長谷川建策君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

初めに、3款2項1目、区分3、子育て世帯生活支援特別給付金の18節負補交の290万円の減についてです。独り親世帯とその他非課税世帯が受給者となっており、当初、独り親世帯の児童数は児童扶養手当受給者なので把握ができていたため、見込み数と差があまりなかったのですが、その他非課税世帯の児童数は家計急変者が想定していた人数よりも少なかったことによる減額であり、対象者の給付不足によるものではありません。

続きまして、3款2項2目の子育て支援費保育所活動推進事業の由布市送迎用バス安全対策支援事業費補助金についてです。

昨年、静岡県内で発生した送迎バスの園児見落とし事故を受けて、保育所等の送迎用バスに安全装置を取り付けることが令和5年4月1日に義務化されるため、この安全装置を購入設置した際に関わる費用の補助になります。市内の2園で3台が補助対象です。1台当たり17万5,000円が上限となります。補助率は、国及び県が10分の10となっております。

次に、児童健全育成事業の由布市送迎用バス安全対策支援事業費補助金についてです。内訳としまして、市内の1クラブ1台が補助対象です。上限は17万6,000円となっております。こちらは、補助率が国が2分の1、8万8,000円、県が4分の1、4万4,000円、そして市の手出しが4万4,000円となっております。

金額の差につきましては、保育所活動推進事業費は義務化されるために10分の10の補助率ですが、児童健全育成事業費は推奨されたために購入設置などで補助率として国2分の1、県4分の1となっている関係で、金額に差が出ております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 淵野けさ子さん。

○議員（14番 淵野けさ子君） ありがとうございます。対象者の漏れではなかったということなので、安心しました。足りないよりも余って減額するほうが安心かなというふうに思ったんですけども、次に、安全装置なんですけども、保育園の部分は義務化されたので10分の10で終えたということです。安全装置たるもの、こういったものなんですか。

○議長（長谷川建策君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

バスの子どもがバスを降りるときに、運転手さんがブザーを鳴らす、そしてブザーが鳴ったら、

必ず目視で子どもさんがバスの中にいないかどうかの確認と、そして、センサー等で子どもがい
ないかどうかの確認、その2種類がっております。

国のほうが安全装置のガイドラインに適合する安全装置のリストを公表していますので、それ
に基づいた装置を設置するようにお願いしているところです。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 渕野けさ子さん。

○議員（14番 渕野けさ子君） ありがとうございます。下のほうのは児童クラブですか。どち
らの児童クラブですか。

○議長（長谷川建策君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） ひばりこども園に設置されている児童クラブとなります。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 次に、13番、佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 13番、佐藤です。今、渕野議員さんと関連しますので、Pの
59の安全対策の52万5,000円、17万6,000円それぞれの数字はよく分かりました。

ただ、私が心配しているのは、ブザー等ではありますが、もう最近、何年か前からずっと子ども
たちの安全管理ということで、そこに園長やいろいろな問題もございましたし、ブザーという
のも誰かが確認して、きちっとやっぱり子どもたちが小さかったら寝ていたりしたときの確認は、
安全対策ちゅうのはきちっとやっぱり複数で私はすべきと思うんですが、国からそういう指導は
来ているんですか、来ていないんですか。

○議長（長谷川建策君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 今回、議案のほうに上げさせていただきました安全装置とい
うところで、子どもの居場所の確認、通園バスとかに関わらず、例えば、園外保育に出たときの
子どもさんの確認等をしっかり安全対策をするようにということで、マニュアルを作っ
てくださ
いというふうに国のほうからもお示しがあっております。

しかしながら、今、申請している2か所のこども園と保育園はしっかり安全マニュアルもでき
ている上での通園バス、そして園外保育等もされておりますので、引き続きしっかり運転手、ま
た保育士皆さんの目で機械だけではなくて、最後には人の目でしっかり確認していただくように
重々また再度お願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 次に、6款農林水産費について、11番、加藤幸雄君。3項目続けてお
願いします。

○議員（11番 加藤 幸雄君） 73ページ、6の1の3の3、6の1の3の4、75ページ、

6の1の4の2の3つです。

6の1の3の3、就農支援事業、1,000万円近く減額になっておりますけども、新規就農者、予定していた人が来れなかったのか、その辺のところをお聞きします。

2番目の多面的機能支払い交付金事業、これもマイナスになっておりますけども、広報の仕方とかを変えてみるちゅう方法もあるんじゃないかなと思うんですけど、これ農地なんかの環境保全とか、保護みたいな部分もたしか入っていたかなと思うんですけど、水路を確保するとか、そういうので何か私たちの部落でも何か頂いた記憶があるんですけども、そういう広報の仕方を何か考えたのかどうか。

それから6の1の4の2、畜産経営支援事業、生産者の方が飼料が高くなったから辞めちゃったとか、頭数が減っちゃったのかとか、そういうことなのかなと思うんですけど、その辺のところを教えてください。

○議長（長谷川建策君） 農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） 農政課長です。農政課関連の部分についてお答えをいたします。

初めに、就農支援事業について減額理由、予定していた方が来れなくなったのかとの御質問ですが、6款1項3目、区分3の就農支援事業につきましては、国の新規就農者育成総合対策事業を活用して、研修生及び新たに経営を開始する者の就農後の経営発展に向けて新規就農予定者を対象にいたしまして、機械・施設等の導入に係る経費などを支援するため、今年度予算化したものでございます。

18節負補交の新規就農者支援事業補助金につきましては、ファーマーズスクールの研修の受講を予定しておった方が辞退されたこと、それから、就農する時期が今年度ではなく翌年度以降になってしまったというところ、それから、メーカーが機械の受注を中断ということを打ち出したために、事業の執行が今年度困難となってしまい、事業の実施を断念したというところが減額の理由になっております。

ただ、事業の実施断念した部分につきましては、生産者に御了解頂いた上で、来年度予算計上させていただいて、執行する予定としております。

続きまして、畜産経営支援事業について、減額の理由、生産者及び頭数の増減はどの御質問ですが、6款1項4目、区分2、畜産経営支援事業のうち畜産生産振興対策事業につきましては、肉用繁殖牛への新規参入を促すため、繁殖牛の導入や施設の整備に係る経費、また、おおいた豊後牛生産向上対策事業につきましては、生産基盤強化のための増頭及び市場価値向上に係る経費を支援するため予算化したものでございます。

減額の主な理由といたしましては、畜産生産振興対策事業については、先ほどの就農支援事業と似ているんですけども、資材高騰などにより畜舎の新規整備を断念したことに伴う減額、お

おいた豊後牛生産向上対策事業につきましては、増頭数が確定したこと、また、県のほうが事業を年度途中で組替えをいたしまして、市の負担がなくなったということによる減額になっております。

生産者及び頭数の増減でございますが、今年度の生産者数は81名で、過去5年の推移で見ると減少傾向でございます。しかし、頭数については、年度により若干の増減というのはあるんですけども、1,500頭前後で推移しているという状況でございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 農林整備課長。

○農林整備課長（杉田 文武君） 農林整備課長です。お答えします。

多面的機能支払い交付金事業、18節負担金、補助及び交付金の減額理由等についての御質問ですが、この事業は、農地維持や資源向上、長寿命化を目的として令和4年度に活動を行った市内32組織の多面的機能支払い交付金実績に伴う減額でございます。

減額の主な要因は、活動に参加された組織が、それぞれの目的で事業を進めていましたが、一部の組織で長寿命化計画に当たる農業用施設、水路の改修や更新工事が諸事情により年度の途中で断念されたことによるための交付金の減額でございます。

今回の減額は、事業の周知、推進不足によるものではないと考えていますが、広報活動の手法については、由布市ホームページで事業の紹介をしております。また、本事業の取組を行っていない地域等につきましては、個別に事業の推進を行っています。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 加藤幸雄君。

○議員（11番 加藤 幸雄君） この3項目、県のほうからの資金で出てくるものだから、由布市の財源を使わなくても、一般財源で3割とか4分の1とかありますけど、大部分が県のほうから頂けるものだから、できれば農業生産者を育てるといえるのか、新しい人に来てもらうとか、そういうことを含めながらでやっていただきたいということで、減額なんだったら、1人でも2人でも多くの方に仕事をしてもらって、1頭でも2頭でも多く飼うような形をやっていただきたいということで、新規就農者も私の友達は子どもが帰ってきて新規就農者になったんだよという話を聞きました。よかったねちゅうことで、しばらくの間はちょっと大変かもしれないけど、新しい事業に取り組むんだという話もあります。多面的機能も私たちの仲間が今度やるんで、皆さん協力してくれという話がありましたんで、頑張っってやろうねという話をした。

畜産のほうですけども、やはり飼っている方々、高齢者になってきている。飼料が高くなっているんで、子牛を買って育てる部分だけの金額で売れるのかなと心配している方もおられるみたいなんで、その辺のところは農政課と整備課と協力して、やはり少しでも多くの農業生産者が残

ってくれることに力を入れてほしいなということでお願いします。答弁いいです。

○議長（長谷川建策君） 次に、10番、教育費について、13番、佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 91ページの10款1項2目、区分3、スクールバス運行事業
機械器具35万円の事業内容を教えてください。

○議長（長谷川建策君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（花宮 宏城君） 教育次長です。お答えします。

スクールバス運行事業の機械器具費35万円は、湯平地区の小学生及び幼稚園児が乗車する市
でリースしていますスクールバスの園児等の車内置き去り防止のための安全装置2台分でありま
す。

先ほど、子育て支援課長が説明いたしましたけど、教育総務課のほうでは幼稚園児対象の車両
の分を計上しております。

○議長（長谷川建策君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） ほぼこれも繰越明許もしていますし、順次やっていくんでしょ
うが、今のところこれ1台だけですね。という湯平ということ、まだいいです。いいんですね、
その確認。

ただ、私が先ほどこれは小学生とか大きい人かなとは思ったんですが、幼稚園児とかになりま
すと、やはり安全管理確認をするためのマニュアルをして、やっぱり研修指導をやっぱりすべき
だと思っているんですが、そういう考えはないんでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（花宮 宏城君） 湯平地区、スクールバス2台運行しております。そ
の2台分ですが、運転業務のほうはシルバー人材センターのほうに委託をしております。運転
手さんは必ず目視で乗り降りを確認しております。

○議長（長谷川建策君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 私がやっぱり心配しているのはそこです。ハンドルキーパーは
そういう問題ないと思うんですが、やっぱり確認をこれも日本全国でやっぱりそういう事例がず
っとあって、やっぱり確認不足というのが一番の悲惨なやっぱり結果を命ですから、その辺のと
ころをやはりそういうのをしなさいよちゅうただけじゃなくて、これは全体に通じますが、やっ
ぱり研修なりそこ辺をきちっとして、確認をしてやっぱり出発するという形のマニュアルをきち
っと作る、国から来ているようでありますけども、やっぱりそういう人たちと一緒に見守ってい
かなきゃなりませんので、そういう研修体制も含めてどうなんだろうかと、私はやってほしいん
ですが、どうなんですか。

○議長（長谷川建策君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（花宮 宏城君） 委託しておりますシルバー人材センターのほうには、年に何回か打合せ等でそういった運転業務の確認等を行っております。その中で、こういった置き去りの事故がありますと、再度確認するような形で、今年も2回ぐらい、年内に行っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 以上で、議案第35号の質疑を終わります。

日程第39. 議案第36号

日程第40. 議案第37号

日程第41. 議案第38号

日程第42. 議案第39号

日程第43. 議案第40号

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第39、議案第36号、令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、日程第43、議案第40号、令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）までは質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

日程第44. 議案第41号

日程第45. 議案第42号

日程第46. 議案第43号

日程第47. 議案第44号

日程第48. 議案第45号

日程第49. 議案第46号

○議長（長谷川建策君） なお、日程第44、議案第41号、令和5年度由布市一般会計予算から、日程第49、議案第46号、令和5年度由布市水道事業会計予算までの当初予算に係る議案質疑は、予算特別委員会にて行います。

それでは、承認第1号の承認1件及び議案第1号から議案第48号までの議案46件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれの所管の委員会にて付託いたします。各委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月10日の午前10時から補正予算に係る委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御苦勞さまでございました。

午前11時25分散会
